

質 問 と 回 答

No.	質 問	回 答 (鹿沼市)
1	<p>募集要項3ページ目第1章9節①の中で、実施設計受託者と一体となつて設計に取り組むとありますが、2年間の中でどの程度の内容を想定していらっしゃるのでしょうか。また、仮に①や②の中で現地もしくは対面を要する作業が発生する場合においても、特に費用を負担はないもののでしょうか。</p>	<p>市は、指定管理予定者に対して、維持管理・運営企業の視点で実施設計に意見をいただくことを期待しています。</p> <p>そのため、実施設計期間中（令和4年1月末まで）に5～10回程度の打合せを予定しています。基本的には、Webミーティングにより打合せを行います。この際に、指定管理予定者の意向を設計に反映していきます。</p> <p>また、工事期間中（概ね令和4年度～5年度）にも、仕上がりや備品設置等についての打合せを5～10回程度想定しています。</p> <p>いずれも、電話等の簡易な打合せ・確認は回数に含みません。</p> <p>なお、指定管理予定者は、その後に指定管理者となることがほぼ確実となっており、運営の際の自らの利便性を高めるために設計に携わっていただくことから、指定管理予定者期間中は、現地もしくは対面を要する作業が発生する場合においても、特に費用の負担は想定していません。</p>
2	<p>募集要項5ページ目第1章13節①の中で、指定管理予定者の期間が令和2年4月からとありますが、令和3年4月からということで間違いはないのでしょうか。</p>	<p>募集要項の誤りです。指定管理予定者の期間は、令和3年4月からです。</p>
3	<p>募集要項6ページ目第2章2節（4）②の中で、納税証明書が必要書類として指示がありますが、納税証明書については金額記載のあるものと金額記載なしの完納証明書がありますが、こちらは納税額記載のない完納証明の書類で問題ないのでしょうか。</p>	<p>金額記載なしの完納証明で問題ありません。</p>
4	<p>募集要項7ページ目第2章2節（4）③の中で、電子データ1部の提出が求められていますが、こちら提出資料のデータフォーマットはPDF形式でも問題ないのでしょうか。それともワードデータのまま（DOC形式）でないと問題ありませんでしょうか。</p>	<p>PDF形式で問題ありません。</p>
5	<p>募集要項8ページ目第2章3節（1）の中で、飲食施設は地元団体が管理を行うと書かれていますが、地元団体の管理・運営の条件はどのような内容となりますでしょうか。また、その条件について、場合によっては管理者予定者の期間の中で協議の元調整を行っていくことは可能でしょうか。運営の方向性が異なる場合など、施設管理していく上で問題が発生する事態が懸念されます。</p>	<p>日常的な清掃等の管理は、地元団体が行います。施設設備に係る法定点検等は、指定管理者が行ってください。</p> <p>運営の条件（営業時間等）は、地元団体と検討中です。</p> <p>場合によっては、予定者の期間中に協議を行うことも可能です。</p> <p>市としては、地元団体と協調して事業を進めることを期待します。</p>
6	<p>募集要項9ページ目第2章3節（1）の中で、納付金の条件について利用料の50%を市へ納付との記載がありますが、例えばある一定の納付額の上限を定めたり、利用者数目標を定めて目標値達成後の納付率を緩和するなどといった条件についての協議を行わせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>納付額が、指定管理料を超える場合の取扱いについては、協議とします。</p> <p>市が示した条件を前提に、事業者が、それに加えてどのような条件を求めたいのか、提案書類の「収支計画及び市の費用負担」に提案を示してください。</p> <p>その提案内容も含めて審査を行います。</p> <p>ただし、指定管理予定者と選定されたとしても、提案内容をそのまま全て市が認めたわけではありません。</p> <p>プロポーザルでの提案内容をもとに、プロポーザル終了後に、双方で協議するものとなります。</p> <p>なお、条件面で折り合わない場合は、指定管理予定者となることはできません。</p>
7	<p>募集要項9～12ページ内第1章3節の中で、提案資料内に提案者を特定する内容を記載しない点については特に記載ありませんが、企画提案書様式を確認させていただくと記載しないようにとの指定が記載されています。確認となりますが、提案書様式の指示の通り、提案資料内には社名を記載しないで作成するという事で間違いはないのでしょうか。また匿名での資料提出の場合は、プレゼンテーションを行う際にはどのように説明すべきでしょうか。ご教示いただけましたら有難いです。</p>	<p>社名を記載しないで作成するという事で間違いありません。</p> <p>公共施設名については、そのまま記載して構いません。</p> <p>〇〇市 温浴施設、〇〇町 キャンプ施設、のように説明いただければ構いません。</p>

8	<p>特記仕様書7ページ目第3章6節(2)の中で、常に経理状況を明らかにするとの記載がありますが、企業情報・企業機密を含まなければならぬ部分などについて、報告の行い方について協議を行わせていただくことはできますでしょうか。また、(3)の事業進捗状況報告書についても、その報告の仕方について協議させていただくことができますでしょうか。</p>	<p>報告の行い方について、協議を行うことは可能です。</p> <p>市として把握すべき経理状況が報告されていれば問題ありません。</p> <p>指定管理業務とそれ以外の業務(自主事業)の経理は、分けて管理してください。</p> <p>また、金融機関の口座においても、指定管理業務による収入支出と自主事業による収入支出の口座は分けて管理してください。</p>
9	<p>特記仕様書9ページ目第3章10節(1)の表1備品等の購入区分の中で、例えばAEDが指定管理者の購入範囲として記載がありますが、ウに示されているような検討の中でその購入区分を協議させていただくことはできますでしょうか。例えば日本救急医療財団などが公表しているAEDの適正配置に関するガイドラインなどでは、道の駅や地域のランドマークとなる施設などにおいてAED設置が推奨されており、当指定管理施設として欠かせない備品の内の一つとも考えられます。また10ページ目11節の中では、点検内容にも含まれる備品となります。こういった備品などについては、施設を所有する自治体の負担となる場合も多く見受けられるかと思っております。</p> <p>また、温浴施設については例えば券売機が比較的金額の大きな備品となり、運営方針や収支に関する提案にも影響があるかと考えられます。こういった備品の購入区分はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、本施設の性格上、AEDの設置は必須と認識しております。</p> <p>市と指定管理者のどちらで負担するかにつきましては、特記仕様書「表1 備品等の購入区分」に示すとおり、AEDの購入(リースも可能)は、指定管理者によるものとしております。なお、購入の場合、指定管理者の財産となります。また、保守・維持管理についても、指定管理の対象ですので、指定管理者により行ってください。</p> <p>なお、AEDは、数年ごとにパッド等の交換が必要となりますので、指定管理者によりご対応願います。</p> <p>券売機については、市で購入します。しかし、保守管理は、指定管理者で対応してください。</p>
10	<p>リスク分担表の中で、施設の修繕について指定管理者の範囲となっておりますが、一般的に●●円を超える修繕については自治体側が、●●円以下の修繕については管理者が負担するなどの条件が設けられているかと思えます。当施設においても、その条件内容を協議させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>リスク分担表に記載のとおりです。</p> <p>当施設は、新設する施設のため、今回募集の指定管理期間中には、施設、設備への修繕は生じないと考えております。</p> <p>万が一、この指定管理期間中に修繕が必要となった場合は、施工者の瑕疵の可能性もありますので、その場合は、市が施工者に対応を求めます。</p> <p>なお、長期的には、老朽化等による大規模修繕も考えられると思いますので、その時は、指定管理者を募集する際のリスク分担において、ご質問のように修繕費用の条件を検討いたします。</p>
11	<p>リスク分担表の中で、物価の変動については指定管理者の範囲となっておりますが、例えば温浴施設燃料費についてはその使用量から価格変動が大きく事業状況に影響を及ぼすと考えられます。仮に通常の変動を超える範囲で金額が増加した場合には、事業の存続に関わってくることも想定されます。こういった場合の条件について、指定管理予定者の段階で協議を行わせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>燃料費につきましては、増加した場合だけでなく、減少した場合についても併せて検討する必要があります。燃料価格が下落した場合の条件(指定管理料の還元等)についても、対等な条件とすることができるのであれば、協議することも可能です。</p>
12	<p>様式第2号の中で、本事業に関わる人員体制とありますが、こちらは指定管理予定者の時点で関わる人員体制ということでお間違いなかったでしょうか。それとも開業後の指定管理者としての関わる際の人員体制となりますでしょうか。</p>	<p>指定管理予定者の時点で関わる人員体制で間違いありません。</p>
13	<p>認識の相違が発生しないよう、リスク分担や備品購入区分だけではなく、ランニングコストに関する各種費用負担区分に関する資料をご提示ください。</p>	<p>現時点では他に資料はありませんが、基本的には、電気・水道・燃料等の光熱水費及び通信費は、全て指定管理者の負担とします。ただし、飲食施設と農産加工所の上記費用は、地元団体が負担します。</p>
14	<p>認識の相違が発生しないよう、リスク分担や備品購入区分だけではなく、イニシャルコストに関する各種費用負担区分に関する資料をご提示ください。</p>	<p>リスク分担や備品等の購入区分以外の資料は用意していません。これ以外の備品については、協議とします。消耗品については、指定管理者が負担してください。</p>
15	<p>各種設備・機器・備品類の経年劣化による修繕や更新などの費用負担者は、市と事業者側のいずれかをご教示ください。</p>	<p>質問10への回答と同じです。</p>
16	<p>各種設備や機器の経年劣化ではなく、事故や災害等でもなく瑕疵の主体が不明な場合の修繕や更新などの費用負担者は、市と事業者側のいずれかをご教示ください。</p>	<p>保険対応できるものは、指定管理者の負担で対応願います。それ以外については、協議とします。</p>
17	<p>基本設計P30の主要設備機器イニシャルコストに関する資料に記載の仕様は決定していないという理解で正しいかご教示ください。</p>	<p>仕様は最終決定ではありません。実施設計で最終決定します。</p>
18	<p>浄化槽の仕様は決定していないという理解で正しいかご教示ください。決定している場合は、採択する仕様をご教示ください。</p>	<p>質問17への回答と同じです。</p> <p>ランニングコスト、耐久性等を総合的に判断し決定します。</p>

19	浄化槽の維持管理費（ランニングコスト）の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
20	浄化槽の維持管理費（ランニングコスト）の想定コストは仕様によって異なりますが、基本設計に記載されている2,482,410円～8,491,200円は 年額の想定コスト という理解で正しいかご教示ください。	利用人数を想定したところ、500人以下の浄化槽で処理可能である見込であるため、年額の想定コストは、2,482,410～3,245,600円と考えています。
21	温浴施設の燃料について、どの燃料（灯油・A重油・液化石油ガス）を使用するか 決定していない という理解で正しいかご教示ください。 決定している場合は、採択する燃料 をご教示ください。	決定していません。
22	温浴施設の方式について、どの方式（かけ流し・濾過循環）を使用するか 決定していない という理解で正しいかご教示ください。 決定している場合は、採択する方式 をご教示ください。	10年間のライフランニングコスト比較においては、濾過循環が有利という結果となっておりますが、決定はしておりません。早期に指定管理予定者と協議して決定したいと考えています。
23	温浴施設の維持管理費（ランニングコスト）の想定コストは仕様によって異なりますが、基本設計に記載されている7,681,471円～18,929,450円の年額想定コストの費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
24	温浴施設の維持管理費（ランニングコスト）の想定コストは仕様によって異なりますが、基本設計に記載されている年額想定コスト（濾過器保守メンテナンスコスト64万/年、濾過器消耗品5万円/年、ガス検査3万/年、濾過材4台150万円/3～5年、温泉成分検査10万円/年）の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
25	温浴施設の維持管理費（ランニングコスト）の想定コストは仕様によって異なりますが、基本設計に記載されている 濾過材4台150万円/3～5年とは、消毒薬剤のこと という理解で正しいかご教示ください。	濾過材4台150万円/3～5年とは、濾過機の中に充填する濾過材の交換費用です。塩素等の薬剤類は、消耗品として想定する5万円/年に含まれます。
26	前述の質問に基づき、消毒薬剤の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
27	温浴施設の維持管理費（ランニングコスト）の想定コストは仕様によって異なりますが、基本設計に記載されている濾過循環システム・灯油焚きボイラーを採択した場合、 年額想定コストは9,262,333円 （灯油7,681,471円＋シャワー給油669,017円＋湯量損失911,845円）という理解で正しいかご教示ください。	記載のとおりです。 なお、灯油燃料分のコストであり、水道のコストはp.31に記載のとおりです。
28	温浴施設のレジオネラ菌検査の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
29	濾過循環式が採択された場合のお湯を抜く頻度について、 事業者側で設定や変更ができるか ご教示ください。	栃木県の公衆浴場法施行条例及び公衆浴場法施行細則及び関係法令に則していれば、 事業者が設定して構いません。
30	濾過循環式が採択された場合のお湯を抜く頻度について、 想定している頻度 があればご教示ください。	想定している頻度はありません。 なお、栃木県の公衆浴場法施行条例では、濾過循環の場合、週1回以上の清掃を定めていますので、最低でも週1回以上お湯を抜いて清掃する必要があります。
31	水道のインシヤルコストとランニングコストについての検討（A案～D案）において、基本設計に記載されている年額想定コスト（A案49.5万円、B案49.5万円、C案164.8万円、D案212万円）の費用負担者は、 市と事業者側負担のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。 ただし、飲食施設と農産加工所の上記費用は、地元団体が負担します。
32	基本設計に記載されている電気ランニングコスト772.4万円/年の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	質問31への回答と同じです。
33	基本設計に記載されている電話基本料2,400円/月の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
34	基本設計に記載されている厨房ガス代306.4万円/年は、 原則レストランの想定コスト という理解で正しいかご教示ください。	貴見のとおりです。
35	基本設計に記載されているキャンプ場ガス代54.9万円/年は、 サニタリー棟（シャワー・トイレ・その他水洗設備等）の想定コスト という理解で正しいかご教示ください。	貴見のとおりです。
36	基本設計に記載されているキャンプ場ガス代54.9万円/年の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
37	基本設計に記載されている警備保障会社38.4万円/年の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。

38	基本設計に記載されている警備保障会社別途工事費用40万円/年の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
39	基本設計に記載されている消防機器点検費用24万円/年の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
40	基本設計に記載されているキュービクル点検費用34万円/年の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
41	現在流行している新型コロナウイルスなどのウイルス対策に関連する備品類（消毒液・体温計・アクリル板など）の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
42	議会承認が必要な内容 についてご教示ください。	次の事項が考えられます。 ・設置管理条例の制定（開館時間・利用料金等の設定を含む） ・指定管理者の指定
43	議会承認なしで 市が決定できる内容 についてご教示ください。	条例の範囲内における開館時間の変更・利用料金の変更等は、議会承認なく市の承認のみで変更可能です。
44	議会や市の承認なしで 事業者が自由に決定できる内容 についてご教示ください。	指定管理業務であるため、基本的には、市の確認・承認なしで自由に決定・実施できる事項はありません。 指定管理者が提案する指定管理業務の実施内容や自主事業の内容等については、市が内容の確認・承認を行った上で、事業者の裁量で実施することができます。
45	議会の 承認プロセス についてご教示ください。	議会承認が必要な案件があれば、毎年11月末までに市へ提出してください。翌年3月末に、議会の承認・非承認の結果が出ます。
46	議会承認に 必要な期間 についてご教示ください。	質問45のとおりです。
47	市の 承認プロセス をご教示ください。	指定管理者から担当課へご相談ください。その後、必要に応じて関係部署と協議し、市長の承認・非承認を決定します。
48	市の承認に 必要な期間 をご教示ください。	内容によりますが、1週間から1か月程度で決定します。
49	休館日について、条例で定める範囲内で、且つ市の承認を事前に受けた場合は、 事業者側で自由に変更できるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、変更可能です。
50	休館日について、市の 承認プロセス をご教示ください。	承認・非承認は、市長が決定します。
51	休館日について、市の 承認に必要な期間 をご教示ください。	市の承認に必要な期間は、1週間程度です。
52	開館時間について、条例で定める範囲内で、且つ市の承認を事前に受けた場合は、 事業者側で自由に変更できるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、変更可能です。
53	開館時間について、市の 承認プロセス をご教示ください。	承認・非承認は、市長が決定します。
54	開館時間について、市の承認に 必要な期間 をご教示ください。	市の承認に必要な期間は、1週間程度です。
55	各施設（温浴施設・キャンプ場・物販施設）の営業日について、 施設ごとに異なってもよいか ご教示ください。	原則一致が望ましい ですが、特別な理由があれば協議の余地があります。
56	各施設（温浴施設・キャンプ場・物販施設）の営業日について、 事業者側で自由に設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、変更可能です。
57	各施設（温浴施設・キャンプ場・物販施設）の営業時間について、 事業者側で自由に設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、変更可能です。
58	各施設（温浴施設・キャンプ場・物販施設）の営業時間について、 施設ごとに異なってもよいか ご教示ください。	構いません。
59	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価の利用料金について、条例で定める範囲内で、且つ市長の承認を事前に受けた場合は、 事業者側で自由に変更できるか ご教示ください。	変更可能です。
60	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価の利用料金について、市長の 承認プロセス をご教示ください。	利用料金の上限額は、鹿沼市使用料手数料等審議会への諮問を経て、市長が決定します。
61	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価の利用料金について、市長の承認に 必要な期間 をご教示ください。	市長の承認だけでなく、議会の承認も必要なことから、 3か月から半年程度を想定しています。
62	各施設（温浴施設・キャンプ場）に 市民特別割引料金 の設定ができるかご教示ください。	設定は可能です。ただし、利用料金が減じた分を市が補填することはできません。
63	前述の質問に基づき、市民特別割引料金が設定できる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	料金設定には、鹿沼市使用料手数料等審議会への諮問を経て、市長が決定した後、議会承認が必要となります。 事業者側で料金設定について市に対して提案することは可能ですが、提案額がそのまま承認されるかは、不確定です。 また、市民特別割引料金を条例で定めるのであれば、その範囲内に限り、市の承認を得れば料金の変更は可能です。

64	各施設（温浴施設・キャンプ場）に 南摩ダム施設利用者含む関係者（水と緑の南摩の里整備事業≒スポーツ・レクリエーション利用者など）への割引料金の設定 ができるかご教示ください。	水と緑の南摩の里整備事業の維持管理・運営事業者は、まだ決まっていないため、本事業において選定された維持管理・運営事業者と協議の上、設定することになります。また、設定に当たっては事前に市の承認が必要です。
65	前述の質問に基づき、南摩ダム施設利用者を含む関係者への割引が設定できる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
66	各施設（温浴施設・キャンプ場）に 地元配布用各種割引チケット（観光協会はじめ地元施設へ割引チケット付チラシの配布や設置を希望）の設定 ができるかご教示ください。	今後、協議の上、決定します。なお、利用料金が減じた分を市が補填することはできません。
67	前述の質問に基づき、地元配布用各種割引チケットが設定できる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
68	各施設（温浴施設・キャンプ場）に 弊社グループ施設利用者への割引チケット（弊社グループ施設へ割引チケット付チラシの配布や設置を希望）の設定 ができるかご教示ください。	今後、協議の上、決定します。なお、利用料金が減じた分を市が補填することはできません。
69	前述の質問に基づき、弊社グループ施設利用者への割引チケットが設定できる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
70	各施設（温浴施設・キャンプ場）に その他各種割引チケットの設定 ができるかご教示ください。	今後、協議の上、決定します。なお、利用料金が減じた分を市が補填することはできません。
71	前述の質問に基づき、その他各種割引チケットが設定できる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
72	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価以外の料金プラン（季節料金の導入、温泉付キャンププラン等各種プランの造成など）について、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
73	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価以外の料金プラン（水と緑の南摩の里整備事業≒スポーツ・レクリエーションとのセットプランの造成など）について、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
74	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価以外の料金プラン（ゴルフ場をはじめとした地元近隣施設とのセットプランの造成など）について、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
75	各施設（温浴施設・キャンプ場）の定価以外の料金プラン（弊社グループ施設とのセットプランの造成など）について、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
76	当該施設に関する告知や予約受付について、 鹿沼市の公式ホームページ上でできるか ご教示ください。	施設案内やイベントの告知等は、市の公式ホームページ上に掲載可能です。予約受付は、市ホームページ上には作成できません。
77	前述の質問に基づき、鹿沼市の公式ホームページ上で可能な場合、 事業者側で自由に設定や変更できるか ご教示ください。	市の公式ホームページへの掲載内容を事業者側で自由に設定・変更することはできません。公式ホームページとは別に、本施設の専用サイトを設ける予定です。そちらを保守管理する中であれば、自由に設定変更して構いません。
78	鹿沼市のホームページ上以外で、現在想定している 告知や予約受付（施設のホームページや予約サイトなど）に関するツール をご教示ください。	現在、特に想定している仕様はありません。今後、指定管理予定者と協議して決めたいと考えています。
79	前述の質問に基づき、鹿沼市の公式ホームページ以外のツールに関して、 事業者側で自由に設定や変更できるか ご教示ください。	市の承認が必要な事項以外は、設定変更して構いません。ただし、事前に承認が必要な事項については、市と事業者の間で取り決めておきたいと考えています。
80	前述の質問に基づき、告知や予約受付ツール（施設のホームページや予約サイトなど）の開設にかかるインシヤル費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	予算の範囲内においてインシヤル費用は市が負担します。
81	前述の質問に基づき、告知や予約受付ツール（施設のホームページや予約サイトなど）の開設にかかるランニング費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
82	キャンプ場の予約サイトについて、 外部サイト（「なつぷ」など）を利用してよいか ご教示ください。	構いません。

83	前述の質問に基づき、外部サイト（「なっぶ」など）が利用できる場合の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
84	鹿沼市の広報誌やその他媒体（ウェブ・雑誌・ポスター・チラシなど）で、 当該施設に関する告知の協力 がいただけるかご教示ください。	全面的に協力してまいります。
85	前述の質問に基づき、告知に協力いただける場合のツール製作費の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	市の広報誌であれば、事業者の費用負担はありません。
86	前述の質問に基づき、告知に協力いただける場合で且つ広告費用がかかる場合の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	令和6年度までは、広報・周知については、市の費用負担による実施を考えています。しかし、令和7年度以降は、事業者側の負担による実施を想定しています。
87	弊社グループ施設利用者への告知やマーケティング活動について、 事業者側で自由に実施できるか ご教示ください。	構いません。
88	その他告知や予約受付などのツールやマーケティング活動について、 事業者側で自由に実施できるか ご教示ください。	基本的には、事業者側で自由に実施して構いません。 市へ事前相談の上、実施してください。
89	電話・インターネット・Wi-Fiの整備が計画されているかご教示ください。	整備予定です。
90	電話・インターネット・Wi-Fiの整備に関するイニシャル費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	市の負担となります。
91	電話・インターネット・Wi-Fiの整備に関するランニング費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
92	井戸水について 飲料水として利用できるか ご教示ください。	令和2年に検査した結果では、飲用可能な基準でした。
93	再生可能エネルギーなどの発電設備（太陽光発電や小水力発電など）を 設置することが可能か ご教示ください。	条件によるため、協議が必要です。
94	再生可能エネルギーなどの発電設備（太陽光発電や小水力発電など）を設置することが可能な場合のイニシャル費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	指定管理予定者の意向により設置する場合は、原則、指定管理予定者負担になると考えます。
95	再生可能エネルギーなどの発電設備（太陽光発電や小水力発電など）を設置することが可能な場合のランニング費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	指定管理予定者の意向により設置する場合は、原則、指定管理予定者負担になると考えます。
96	各施設（温浴施設・キャンプ場・物販施設）に設置予定の ごみ箱の種類、容量、設置場所など について、ご教示いただくか資料をご提示ください。	公表している「土木基本設計概要その1」の1ページに、メイン駐車場に幅4.4m×奥行2.5mのゴミ置き場を想定しています。 なお、市によるごみの収集は予定しておりませんので、 指定管理者において廃棄物収集運搬業者に委託 いただくこととなります。 そのため、ごみの分別種類についても、指定管理者において適切にご判断ください。 また、基本設計以上にゴミ収集場所を増やす希望がある場合は、市との協議が必要です。
97	各施設（温浴施設・キャンプ場・物販施設）に設置予定のごみ箱の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	設置は、市の負担 となります。 ごみ回収等の維持管理は、指定管理者の負担 となります。
98	ゴミ収集所の規模や場所 について、ご教示いただくか資料をご提示ください。	質問96への回答と同様です。
99	ゴミ収集車の 巡回ルートや巡回頻度 についてご教示ください。	市では収集を予定しておりません。 指定管理者が廃棄物収集運搬業者と契約していただくこととなります。その際、利用者の安全が冒されることのないよう、留意してください。
100	コミュニティバスの運行ルートや運行頻度、ならびに料金など についてご教示いただくか資料をご教示ください。	現時点では、1日3運行です。
101	冬季も含めて 通年営業 という理解で正しいか（または冬季休館期間があるか）ご教示ください。	原則として通年営業と考えています。
102	宿直室があるが、 当直がない（機械警備で無人）体制 でよいかがご教示ください。	緊急時に即応できる（駆け付けられる）ようであれば、構いません。
103	閉館日について、 スタッフ不在（機械警備で無人）体制 でよいかがご教示ください。	緊急時に即応できる（駆け付けられる）ようであれば、構いません。
104	閉館時間帯（夜間）について、 スタッフ不在（機械警備で無人）体制 でよいかがご教示ください。	緊急時に即応できる（駆け付けられる）ようであれば、構いません。

105	フリーサイト（電源付サイト以外のサイト）について、 物理的な区画分けがされているか かご教示ください。（物理的な区画分けがなく、自由な場所にテントを張って利用する形式という理解で正しいか）	物理的な区画分けは予定していません。
106	前述の質問に基づき、全91サイト中、 フリーサイトと区画サイトの数の内訳 について、再度ご教示ください。	基本設計では、フリーサイトはA、B、C、Dサイト合計67サイト、区画サイトはE、F合計24サイト分としました。
107	区画サイトの 区画番号が存在する想定 かご教示ください。	存在する想定となります。
108	前述の質問に基づき、区画サイトの 区画番号札を設置する想定 かご教示ください。	区画ごとにサイン設置を想定しています。
109	電源サイトの数 （募集要項上では20、基本設計書上では19）について再度ご教示ください。	募集要項の誤りです。基本設計のとおり19サイトです。
110	車両の乗り入れの可否 についてご教示ください。車両乗り入れ可のサイトと不可のサイトがある場合は、その内訳もご教示ください。	基本設計段階では、フリーサイト・区画サイトともに、乗り入れ不可として設計しています。その分、各所に荷下ろし用の駐車区画を設計しています。 しかし、決定事項ではありませんので、指定管理予定者の意向により実施設計で対応可能です。なお、植栽の管理は、指定管理者の負担となりますので、その点も考慮してご判断ください。
111	1サイトあたりの 宿泊上限人数を設定（例：5名/サイト） する想定かご教示ください。	特に上限の設定は予定しておりません。
112	前述の質問に基づき、宿泊上限人数の上限がない場合、 追加料金の設定（例：6名以上は1,000円/人など） ができるかご教示ください。	追加料金の設定は可能です。 しかし、鹿沼市使用料手数料等審議会への諮問の上、議会承認を得る必要があるため、協議が必要です。
113	前述の質問に基づき、宿泊上限人数上限がなく追加料金の設定（例：6名以上は1,000円/人など）ができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	条例で定めた範囲内であれば、市の承認を得れば、料金設定の変更が可能です。
114	ペット（犬など）同伴の宿泊 ができる運営としてよいかご教示ください。	関係法令及び鹿沼市例規に準じて問題なければ可能です。また、地元の理解も必要なため、協議が必要です。
115	前述の質問に基づき、ペット（犬など）同伴の宿泊ができる場合、 サイトを分ける運営としてよいか ご教示ください。	上記に則した上で、ペットが苦手な方にも配慮した運営を心掛けてください。
116	前述の質問に基づき、ペット（犬など）同伴の宿泊ができる場合、 追加料金の設定（例：1,000円/頭など） ができるかご教示ください。	質問112への回答と同じ。
117	前述の質問に基づき、ペット（犬など）同伴の宿泊ができ、追加料金の設定（例：1,000円/頭など）ができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	条例で定めた範囲内であれば、市の承認を得れば、料金設定の変更が可能です。
118	チェックイン時間やチェックアウト時間 の想定があればご教示ください。	ありません。
119	チェックイン時間やチェックアウト時間について、 事業者側で時間設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
120	アーリーチェックインの設定 ができるかご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
121	前述の質問に基づき、アーリーチェックインができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
122	レイトチェックアウトの設定 ができるかご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
123	前述の質問に基づき、レイトチェックアウトができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
124	BBQ食材の販売 を実施してよいかご教示ください。	構いません。ただし、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。
125	前述の質問に基づき、BBQ食材の販売ができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
126	キャンプ用品の 各種レンタルや販売 （寝袋・テント・タープ・薪・炭・BBQ機材など）を実施してよいかご教示ください。	構いません。ただし、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。
127	前述の質問に基づき、各種レンタルや販売ができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
128	温浴施設の利用率を高めるために、サニタリー棟にある シャワーをなくす、または使用不可 にすることは可能かご教示ください。	現時点では判断できないため、実施設計において協議が必要です。
129	焚火利用 ができるかご教示ください。	芝生を養生するため、直火は禁止しますが、 焚火台を使用すれば焚火は可能です 。ただし、強風時は利用を制限する必要がありますので、指定管理者による注意喚起を行ってください。

130	キャンプファイヤーができるかご教示ください。	現時点の基本設計では想定しておりませんが、運営予定者との協議により、多目的広場に設置できる可能性はあります。
131	サイトの造成について、芝生敷きや砂利式など決定している内容があればご教示ください。	決定している内容はあります。
132	前述の質問に基づき、芝生敷きの場合のメンテナンスは事業者側で実施する想定かご教示ください。	事業者側で実施するものです。
133	前述の質問に基づき、芝生敷きの場合のメンテナンスに関わるインシヤル（工具など）費用負担者は、市と事業者側のいずれかご教示ください。	基本的には事業者側の負担です。
134	前述の質問に基づき、芝生敷きの場合のメンテナンスに関わるランニング費用負担者は、市と事業者側のいずれかご教示ください。	事業者側の負担となります。
135	団体料金の設定ができるかご教示ください。	団体料金の設定は可能です。 しかし、鹿沼市使用料手数料等審議会への諮問の上、議会承認を得る必要があるため、協議が必要です。
136	前述の質問に基づき、団体料金の設定ができる場合、事業者側で料金設定や変更ができるかご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
137	キャンピングカーを誘致してよいかご教示ください。	キャンプ場の駐車場は、一般車両の大きさで設計しているため、一般的な車両の大きさでしたら問題ありませんが、一般車を超える大きさの車両や牽引型のキャンピングカーとなると、現在の基本設計のままでは対応できません。 また、コア施設前の一般車用駐車場における車中泊の利用は、想定しておりません。 以上の条件を満たせるのであれば、誘致することは問題ありません。
138	前述の質問に基づき、キャンピングカーを誘致してよい場合、駐車場にキャンピングカー用駐車スペース（4m×6m以上）5台～10台が確保できるかご教示ください。	現在の駐車台数を超えない範囲で、キャンピングカー用駐車スペースを増設することが可能です。設置場所については、実施設計での検討となります。また、前述の回答のとおり、コア施設前の一般車用駐車場における車中泊の利用は、想定しておりませんので、こちらに確保することはできません。
139	前述の質問に基づき、キャンピングカーを誘致してよい場合、駐車場にキャンピングカー用駐車スペースに電源（100v、10～20A）が確保できるかご教示ください。	一般車用駐車場では車中泊の利用を想定していないため、電源を確保する考えはありません。なお、自動車用充電設備の設置については、この限りではありません。
140	キャンピングカーのレンタル事業を実施してよいかご教示ください。	貸し出す車両の使用が、敷地内だけに留まるのであれば、レンタル事業を実施できます。その際は、自主事業に当たるため、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。 しかし、貸し出した車両が敷地外へ出ることが想定される事業については、本事業の趣旨から逸れるため、自主事業としても認めることはできません。
141	前述の質問に基づき、キャンピングカーのレンタル事業を実施してよい場合、事業者側で料金設定や変更ができるかご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
142	自転車のレンタル事業（レンタサイクル）を実施してよいかご教示ください。	構いません。ただし、自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。
143	前述の質問に基づき、自転車のレンタル事業（レンタサイクル）を実施してよい場合、事業者側で料金設定や変更ができるかご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
144	調整池でフィッシング（釣り）ができるかご教示ください。	基本設計段階では、そのような利用形態を想定していません。 もし、指定管理予定者が、調整池でフィッシング（釣り）ができることを希望するのであれば、実施設計において検討することも可能ですが、現実的には整備費用の面から、整備は難しいと思われます。 また、フィッシング（釣り）は、自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。
145	前述の質問に基づき、調整池でフィッシング（釣り）ができる場合、レンタル販売事業（竿や餌など）を実施してよいかご教示ください。	構いません。ただし、自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。

146	前述の質問に基づき、レンタル販売事業（竿や餌）を実施してよい場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
147	当該施設エリアは、 国立公園または国定公園 の中になるかご教示ください。	国立公園または国定公園の中ではありません。
148	前述の質問に基づき、国立公園または国定公園だった場合、 運営に関する規制 があればご教示ください。	国立公園または国定公園の中ではありません。
149	前述の質問に基づき、国立公園または国定公園だった場合、 建築に関する規制 があればご教示ください。	国立公園または国定公園の中ではありません。
150	事業者側で建築物を建てたい意向が発生した場合に、前述の 国立公園または国定公園の適用に関する規制 があればご教示ください。	国立公園または国定公園の中ではありません。
151	事業者側で建築物を建てたい意向が発生した場合に、前述の 国立公園または国定公園の適用以外に関する規制 があればご教示ください。	国立公園または国定公園の中ではありません。
152	前述の質問に基づき、事業者側で建築物を建てたい意向が発生した場合に 誰の承認が必要か ご教示ください。	市へ事前に協議してください。
153	前述の質問に基づき、事業者側で建築物を建てた場合の建築物について、 契約満了時に次の事業者に譲渡 することが可能かご教示ください。	次の事業者が譲渡を希望した場合は、可能です。
154	想定する 最大収容人数 （施設にいっぺんに入室できる人数）をご教示ください。	消防法の人数算定で換算すると、364人+従業員となります。
155	脱衣所ロッカーの設置数 は男女各84ずつという理解で正しいかご教示ください。	基本設計段階ですが、その通りです。
156	男女各脱衣所のロッカー以外に、 貴重品BOX を設置することが可能かご教示ください。	可能です。
157	前述の質問に基づき、貴重品BOXを設置する場合、設置に関わる（イニシャル）費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	市が負担します。
158	男女各個別 水栓設備 （個別シャワーなど）の設置数について、男女各10ずつという理解で正しいかご教示ください。	基本設計段階では、その通りです。
159	浴槽（ 内湯 ）の 必要湯量 （体積）についてご教示ください。	基本設計では、男女各9㎡で設計しています。
160	浴槽（ 内湯 ）の 最大収容可能人数 （いっぺんに入浴できる人数）についてご教示ください。	厚生労働省の指針では、浴槽内面積の算出において、入浴者1人当たり浴槽使用面積を0.7㎡としております。 設計上の面積は、男女各15㎡ですので、最大収容可能人数は、男女各約21人です。
161	浴槽（ 外湯 ）の 必要湯量 （体積）についてご教示ください。	基本設計では、男女各13.2㎡で設計しています。
162	浴槽（ 外湯 ）の 最大収容可能人数 （いっぺんに入浴できる人数）についてご教示ください。	厚生労働省の指針では、浴槽内面積の算出において、入浴者1人当たり浴槽使用面積を0.7㎡としております。 設計上の面積は、男女各22㎡ですので、最大収容可能人数は、男女各約31人です。
163	浴槽（ 水湯 ）の 必要湯量 （体積）についてご教示ください。	基本設計では、男女各3.4㎡で設計しています。
164	浴槽（ 水湯 ）の 最大収容可能人数 （いっぺんに入浴できる人数）についてご教示ください。	厚生労働省の指針では、浴槽内面積の算出において、入浴者1人当たり浴槽使用面積を0.7㎡としております。 設計上の面積は、男女各5㎡ですので、最大収容可能人数は、男女各約7人です。
165	温泉の使用場所 （外湯と内湯両方 or 外湯のみ or 内湯のみ）についてご教示ください。	基本設計では、外湯と内湯の両方で温泉を使用する想定です。 ただし、指定管理予定者の意向を踏まえて、今後協議することも可能です。
166	タオル類の販売やレンタル を実施してよいかご教示ください。	構いません。ただし、自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。
167	前述の質問に基づき、各種レンタルや販売ができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
168	公衆浴場法に基づく営業許可の取得は、 事業者側で取得する という理解で正しいかご教示ください。	市側での取得を想定しています。 しかし、事業者側での取得を希望するのであれば、協議する余地はあります。
169	当該案件の温浴施設は、公衆浴場法に基づく「その他の公衆浴場」に該当し、 公衆浴場法における料金設定金額に関する制約はない という理解で正しいかご教示ください。	公衆浴場法の「その他の公衆浴場」に該当するものです。そのため、 料金設定額に関する制約（統制）はありません。 なお、これとは別に、利用料金の上限額の設定は、市の条例で定めることとなります。

170	団体料金の設定 ができるかご教示ください。	質問135への回答と同じです。
171	前述の質問に基づき、団体料金の設定ができる場合、 事業者側で料金設定や変更ができるか ご教示ください。	市の承認を事前に受ければ、可能です。
172	レジオネラ菌検査の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	事業者側の負担となります。
173	イベント内容について、 事業者側で自由に開催や変更ができるか ご教示ください。	自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。 基本的には、本施設の設置趣旨に沿った内容であることが条件です。
174	物販施設の商品構成（酒類の販売も含む）について、 事業者側で自由に設定や変更ができるか ご教示ください。	自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。基本的には、本施設の設置趣旨に沿った内容である必要があります。 また、商品構成については、 市内商品を優先的に取り扱うよう配慮を求めることになると思います。 事前に承諾を得た商品構成の範囲内であれば、事業者側で自由に変更することは可能です。
175	そば打ち体験のサービス提供が 必須か任意か ご教示ください。	そば打ち体験は、地元団体が実施する意向がありますので、指定管理者による実施は必須ではありません。 任意で実施していただくのは問題ありませんが、自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。
176	前述の質問に基づき、そば打ち体験のサービス提供が必須の場合、体験内容や開催頻度などについて 事業者側で決定や変更できるか ご教示ください。	必須ではありません。
177	前述の質問に基づき、そば打ち体験のサービス提供が必須の場合、 外注の可否 についてご教示ください。	必須ではありません。
178	前述の質問に基づき、そば打ち体験のサービス提供が必須で、且つ外注可の場合の費用負担者は、 市と事業者側のいずれか ご教示ください。	必須ではありません。
179	前述の質問に基づき、 そば打ち体験 に関して想定している内容をご教示いただくか資料をご提示ください。	必須ではありません。
180	南摩ダムで フィッシング（つり） をすることが可能かご教示ください。	市は、漁業権を有する立場にないため、回答できません。 なお、南摩ダムの区域内の漁業権は、地元の漁業組合が有しています。
181	当該施設から鹿沼ダムまでの道のりを 自転車で移動 することが可能かご教示ください。	可能です。
182	当該施設で、 実証実験 （物販の無人オペレーション、ドローン配送、自動運転車導入など）の場として検討することは可能かご教示ください。	検討することは可能です。 自主事業となるため、実施に当たっては、事前に事業計画書を作成の上、市の承諾を得る必要があります。 なお、 基本的には、本施設の設置趣旨に沿った内容か公益性があることが求められます。
183	契約満了時における現状回復に関して、想定している 現状回復の程度 をご教示ください。	経年変化によるものを除き、原則、契約開始時点の状態に回復してください。
184	最優秀提案者と協議を行った 覚書締結後に 、様々な協議が不調となった場合には優秀提案者と同様に協議されて 優秀提案者との覚書を締結 することがあるかご教示ください。	覚書締結後には、優秀提案者と覚書を締結することはありません。
185	鹿沼市における キャンプ場の来場者数データ等 を鹿沼市役所様にてご所有であれば、資料をご提示いただくか、または資料開示場所をご教示ください。	市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
186	鹿沼市における 温浴施設の来場者数データ等 を鹿沼市役所様にてご所有であれば、資料をご提示いただくか、または資料開示場所をご教示ください。	市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
187	基本設計において想定した利用者数を教えてください。 ①温浴施設、②飲食施設、③物販・体験施設、④キャンプ場	①1時間当たりの最大利用者数の想定は、ロッカー数/2＝男女42人です。②想定している席数は、40席です。③想定した利用者数はありません。指定管理予定者による店舗レイアウトや運営内容により異なるためです。なお、キャンプ場の受付は、物販・体験施設内で行うことを想定しています。④1日当りの最大利用人数の想定は、91サイト×3.5人/サイト＝318人です。

188	基本設計において行った収支試算があれば提供してください。 (水道光熱費、保守管理費等)	水道光熱費については、市ホームページに掲載した基本設計の資料に記載しておりますので、ご確認ください。 保守管理費については、提供できる情報はありません。
189	(募集要項 9 ページ納付金について) 温浴施設の利用料金のうち、4 万 5 千人を超えてからの利用料金の 50% を市へ納付すると記載されています。50% 納付しても経営が可能であるとする根拠はなんでしょうか？	事前の検討によるものです。
190	(特記仕様書 8 ページ 10 備品等の取扱い (1) 備品等の購入) キャンプ場に関わる備品等が記載されていません。施設設計や運営前の市との協議において追加されると考えてよろしいですか？	特記仕様書 8 ページに記載した以外の備品等については、 原則、事業者負担で設置いただくことを想定しています。 例えば、 レンタル用のキャンプ道具等については、指定管理業務では想定していないので、市では用意しません。 ただし、事業者の判断において自主事業で実施することは可能です。その際は、事前に市への事業計画書の提出と承認を得てください。
191	(様式第 2 号 業務実施体制報告書) 「指定管理予定者の業務に係る人員体制」と理解してよろしいですか？	貴見のとおりです。